## ○民事訴訟費用等に関する規則

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

二条(平成二八・一〇・一施行) 二条(平成二八・一〇・一施行) の持例に関する規則(平成二七・六・二九最高裁規五) 附則の特例に関する規則(平成二八・一〇・一施行)

別表第二 (第二条の二関係)

項

Ŀ

欄

下

欄

<u>の</u>

略) (改正により追加)

裁判所における手続を求める 千円。ただし、強制 明立されるもの(法第九条第)は収益執行の申立て 条第二項の規定による申立で、申立人以外の債権者 がびにこの表の一の項及び二 申立人以外の債権者 では、1000円 (略)

(後略)